

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 6】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市児童文化センター
(2) 所在地	米子市西町 1 3 3 番地（湊山公園内）
(3) 構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り 地上 3 階建て
(4) 敷地面積	8,094.79 平方メートル
(5) 建築面積	2,248.95 平方メートル
(6) 開館日	昭和 5 8 年 3 月 1 日
(7) 主な施設内容	多目的ホール（376.47 m ² ）、研修室（114.50 m ² ）、図書室、プラネタリウム室（定員 120 名）、第 1 クラブ室、第 2 クラブ室、第 3 クラブ室、天体観測室、事務室 プラネタリウム投影設備（一式）、図書システム（一式）、移動図書館車（1 台）、照明設備（一式）、音響設備（一式）、駐車場（37 台） みなとやまプレーパーク（付属施設、機材一式）
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	児童文化センターは、児童の健全な育成を図ることを目的として設置しており、プラネタリウムや児童図書事業、遊びを通じた体験活動や文化活動などを行っている。市の総合計画では、児童文化センターでの事業・体験活動の実施を体験交流活動の推進の主な施策として位置づけている。
(9) 施設の現状	児童文化センターでは、子どもに遊びを通じた体験活動の場を企画・提供するとともに、プラネタリウムやクラブ活動など文化・科学的活動を実施し、子どもの情操の涵養、健全な育成の推進に努めている。また、子どもたちの多種多様な関心に応えるため、センターだけでは行えない様々な事業について各種団体と連携して実施するとともに、子どもたちを指導できる人材の育成や、各種事業にボランティアが積極的に参画できる体制作りに努めている。
(10) 施設の運営状況（平成 2 6 年度）の概要	ア 利用許可件数 388 件 イ 利用者数 168,325 人 ウ 利用料金収入額 1,232 千円 （プラネタリウム観覧料、施設使用料） エ 主な自主事業 プラネタリウム上映、天体観測会、クラブ活動、児童図書室、移動図書館、その他の行事 オ 管理運営費（支出額の合計） 61,879 千円 （うち指定管理料 60,205 千円）

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成38年3月31日（10年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市児童文化センター運営委員会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、雇用する職員の労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 7】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市文化ホール
(2) 所在地	米子市末広町 2 9 3 番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上 4 階建て一部地下 1 階建て
(4) 敷地面積	7, 2 0 0 . 3 1 m ²
(5) 建物延床面積	4, 9 2 2 . 7 3 m ²
(6) 開館日	平成 3 年 1 0 月 1 日
(7) 主な施設内容	メインホール (672 席)、イベントホール (196 m ²)、楽屋 (5 室)、練習室 (1 室)、展示室、事務室、研修室 (定員 80 人、2 室に分割可)、オープンスペース、前庭多目的広場 (2, 000. 29 m ²)、照明設備 (一式)、音響設備 (一式)、米子コンベンションビューロー・文化ホール共同駐車場 (813 台収容) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	米子市文化ホールは、定住・交流センターとして、市民が開催・参加する催し等のための利用に供すること、及び芸術文化に関する公演、研究会、講演会等の事業を行うことによって、芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため設置されている。 市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「市民文化の振興」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。 このため文化ホールでは、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実、芸術文化活動の活性化、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。
(9) 施設の現状	JR 米子駅に隣接し、交通アクセスに優れ、演奏会・演劇・講演会はもとより、研修・ダンス・合唱の練習など、市民や各種文化団体等に幅広く利用されている。
(10) 施設の運営状況 (平成 2 6 年度) の概要	ア 利用件数 3, 359 件 イ 利用者数 122, 373 人 ウ 利用料金収入額 22, 755, 508 円 エ 主な自主事業 米子市音楽祭、鷺見三郎顕彰事業、童謡講座、ダンスフェス 1 オ 管理運営費 (支出の合計) 96, 674, 214 円

(1) 名称	米子市淀江文化センター
(2) 所在地	米子市淀江町西原 7 0 8 番地 4
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り一部鉄骨鉄筋コンクリート造り地上 3 階建て
(4) 敷地面積	7, 0 4 1. 8 m ²
(5) 建物延床面積	3, 5 0 5 m ²
(6) 開館日	平成 1 0 年 4 月 5 日
(7) 主な施設内容	大ホール (588 席)、イベントホール (210 m ²)、楽屋 4 室、シャワー室、事務室、会議室 1 (34 m ² 12 席)、会議室 2 (91 m ² 36 席)、中庭、照明設備(一式)、音響設備(一式)、駐車場(50 台収容 1, 871. 7 m ²) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	米子市淀江文化センターは文化活動の普及及び振興を図るために設置されている。 市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「市民文化の振興」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。 このため淀江文化センターでは、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実、芸術文化活動の活性化、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。
(9) 施設の現状	県内でも有数の音響環境を誇るホールで、ピアノの練習やミュージカルの公演等幅広く利用されている。
(10) 施設の運営状況 (平成 2 6 年度) の概要	ア 利用件数 753 件 イ 利用者数 42, 170 人 ウ 利用料金収入額 6, 899, 248 円 エ 主な自主事業 さなめラララ♪すてーじ 星空コンサート ファミリーコンサート音楽のおもちゃ箱 オ 管理運営費 (支出の合計) 46, 652, 288 円

(1) 名称	米子市公会堂
(2) 所在地	米子市角盤町二丁目 6 1 番地
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り 地上 4 階・一部地下 1 階建て
(4) 敷地面積	6, 9 3 2. 1 5 m ²
(5) 建築延床面積	4, 8 7 2. 1 0 m ²
(6) 開館日	昭和 3 3 年 4 月 1 1 日
(7) 主な施設内容	ホール（1, 1 2 0 席）、ホワイエ、オーケストラボックス、せり付 付属室（13.5m×2.7m）リハーサル室（103 m ² ）、楽屋 7 室、控室 1 室、シャワー 2 室、事務室、応接室、集会室 1～3・5・6（各 56 m ² ）、集会室 4（28 m ² ）、集会室 7（43 m ² ）、和室（24 畳）照明設備 （一式）、音響設備（一式）、前庭、駐車場（36 台収容）等 米子市公民館条例に基づき使用を許可した場合は、米子市中央公民 館として集会室(1～7)のうち 2 部屋を使用させている。
(8) 施設の設置目 的（総合計画との 関連性等）	米子市公会堂は芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため に設置されている。 市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして 「市民文化の振興」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創 造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう 支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文 化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。 このため公会堂では、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実、芸術文 化活動の活性化、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目 標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。
(9) 施設の現状	米子市公会堂は、昭和 33 年に開館して以来、米子市の文化の殿 堂として、長らく市民に親しまれている。平成 26 年 3 月に耐震補 強工事を終えリニューアルオープンし、演奏会、ダンス等幅広い分 野で利用されている。
(10) 施設の運営状 況（平成 2 6 年 度）の概要	ア 利用件数 2,962 件 イ 利用者数 107,613 人 ウ 利用料金収入額 13,826,382 円 エ 主な自主事業 なつかしの名画劇場 虹の広場 オ 管理運営費（支出の合計） 70,321,269 円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 指定管理対象施設の施設、設備及び器具（以下「施設等」）の維持管理

イ 施設等の使用の許可

- ・ 指定管理者は市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 指定管理対象施設の利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、職員配置については、毎年度、協定を締結して定める。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 文化ホール運営委員会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、使用料及び自主事業の収入によって賄う。

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 8】

1 施設の概要

(1) 米子市福市考古資料館

(1) 名称	米子市福市考古資料館（以下「福市考古資料館」という。）
(2) 所在地	米子市福市 461 番地 20
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
(4) 敷地面積	685 m ²
(5) 建築面積	264 m ²
(6) 開館日	昭和 55 年 10 月 6 日
(7) 主な施設内容	展示室（115 m ² ）、研修室（41 m ² ）、収蔵室（47 m ² ）、事務室他（61 m ² ） その他施設 福市遺跡収蔵庫（鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋高床造 105 m ² ） 福市遺跡復元住居（竪穴式、茅葺、27 m ² ） 駐車場（20 台収容）等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	福市考古資料館は、福市遺跡、青木遺跡の調査により発見された遺物を中心に昭和 55 年開館した。また、旧米子市内各遺跡から出土した埋蔵文化財を主として収蔵展示する博物館類似施設である。 総合計画では、文化財の保護の充実に図り、活用を促進することで、後世に伝え、市民共有の財産としての文化財を活かした地域づくりの推進と身近なものとして感じることができる情報発信と活用を図っている。
(9) 施設の現状	常設展・企画展を開催し、米子市出土の遺跡を紹介して郷土の原始古代への関心を高めるとともに、子ども達や市民の古代への興味関心を高めるため勾玉や火起こし等の体験教室や出前講座を行っている。
(10) 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	ア 利用者数 3,094 人（延人数） 内訳 常設展 1,880 人 企画展 444 人 その他 770 人 イ 開館日数 296 日 ウ 自主事業 福市資料館常設展示 福市資料館企画展示 出前講座・（勾玉作り・火起こし・弓矢の古代体験）

	来館者向け古代体験 冊子販売 ホームページ情報提供 夏休みこどもわくわく体験ツアー ウ 事業収入 63,400円 オ 管理運営費（支出額の合計） 3,785,753円 人件費 2,416,674円 施設管理費 940,959円 事業費 236,120円 事務局費 192,000円 人件費は、受付管理分と埋蔵文化財センター兼務の学芸員1月分 相当の給与を充てている。
--	--

（２）米子市埋蔵文化財センター

(1) 名称	米子市埋蔵文化財センター
(2) 所在地	米子市福市 281 番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建て
(4) 敷地面積	14,189 m ²
(5) 建築面積	934 m ²
(6) 開館日	平成 22 年 4 月 15 日
(7) 主な施設内容	展示室（1 室）、体験学習室（1 室）、資料閲覧室（1 室）、書庫（1 室）、調査研究室（1 室）、資料整理室（2 室）、特別収蔵室（1 室）、調査資料室（1 室）、土器洗浄室（1 室）、木器収蔵室（2 室）、写場（1 室）、出土品収蔵室（10 室）、木器保存修理室（1 室）研修室（1 室）等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	埋蔵文化財の保存と活用を図り、郷土の歴史に関する理解を深め、市民の知識向上に資するために設置された。史跡案内、考古学教室、資料閲覧、資料貸出、展示解説などの対応を行うほか、出土品の修復・復原を行い、資料館などへの資料提供を実施している。さらに、市内にある各遺跡からの出土品の収蔵・保管を実施している。

(9) 施設の現状	原始古代史を学ぶ機会を提供するため、常設展・企画展を開催し、発掘調査中遺跡の現地説明会や探訪ツアー、出土品の整理や記録、資料の貸出、研究利用等
(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 利用者数 2, 0 3 2 人 (延人数) 内訳 常設展 3 1 4 人 企画展 8 4 8 人 (合同企画展) 事業参加者 3 9 9 人 貸出研究利用 2 4 人 施設設備利用 4 4 7 人 イ 開館日数 2 4 5 日 ウ 自主事業 埋蔵文化財センター常設展示 企画展示 (合同企画展) 資料調査・収蔵品研究件数 2 3 件 資料・図書等貸出件数 2 3 件 埋蔵文化財センター便り・年報の発刊 計 5 回 資料整理報告書発行 1 回 図書販売 施設・設備利用 8 件 利用者 4 4 7 人 エ 事業収入 1 0, 5 0 0 円 オ 管理運営費 (支出額の合計) 2, 9 3 0, 6 8 2 円 人件費 8 4 9, 1 5 0 円 施設管理費 1, 6 4 1, 3 2 4 円 事業費 2 8 6, 2 0 8 円 事務局費 1 5 4, 0 0 0 円 人件費は、同施設の埋蔵文化財調査室の職員と兼ねており、イベント・事業を計画実施する学芸員の1月分相当、館長職として1月分の給与を充てている。

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターには、職員から統括責任者として館長を1人置くものとする。また、必要に応じて、考古学を専門とする学芸員等の職員を配置し業務の処理にあたらせる。

(4) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業等の収入によって賄う。

(5) その他の条件

- ア 米子市教育委員会との連携を密にし、事業実施にあたること。
- イ 利用者等への臨機応変な応接に努めること
- ウ 利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力